

大学共同利用機関法人自然科学研究機構研究教育職員の研修に関する規程

平成16年4月1日

自機規程第36号

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号。以下「就業規則」という。）第2条第1項第2号に規定する研究教育職員の研修については、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員研修規程（平成16年自機規程第35号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(研究教育職員の研修)

第2条 研究教育職員は、研究教育の支障とならない範囲において、勤務場所を離れ、自らの研究教育に関連する研修を、自らの意思により又は機関等の長の命により行うことができるものとする。

(研修の承認等)

第3条 前条に定める自らの発意により研修を行う場合は、所属する機関等（大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第2章及び第10章に規定する組織をいう。以下同じ。）の定めるところにより、あらかじめ当該機関等の長の承認を得なければならない。

2 前項に定める承認は、原則として研修を行う1又は連続する複数の日についてその都度得るものとする。ただし、一定の期間において定期的に行う研修の場合は、当該期間について、一括して承認を得ることができる。

(長期に渡る研修)

第4条 研究教育職員は、機関等の長の定めるところにより、現職のままで、長期に渡る研修を受けることができる。

(研修期間中の報酬等)

第5条 研修期間中は、研修先となる大学、研究所、その他機関において給与（これに相当する給付を含む。）を受けてはならない。

(研修に必要な旅費)

第6条 相当の遠隔地で行う研修の場合で、旅費及び滞在費を必要とする場合には、あらかじめ当該機関等の長の承認を得て、その一部又は全部について、機構外からの助成を受けを行うことができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月21日から施行する。